(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の免許証番号

商号又は名称

郵便番号

主たる事務所の所在地

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

月

日

電話番号

ファクシミリ番号

岐阜県知事 殿

記

1 基準日 年

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

- 2-1 1の基準目前1年間に引き渡した販売新築住宅について
- (1) 販売新築住宅 (その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第7条 第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

イ		
---	--	--

(2) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅(令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

\Box	

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ×0.5)

ハ 0

(3) ①令第7条第1項に規定する販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。)の戸数

_			

②令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第1項の書面に記載された2以上の 者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対す 取引業者の販売瑕疵負担割合の割合		項0)算定特例	項の	写7条第2)算定特例 月後の戸数
					0.00
					0.00
					0.00
	合計戸数	IJ	0	ホ	0

	その床面積の行					り販売	新築住宅	己であって、	かつ、	令第7条
第1	項に規定する	る販売新築住宅であるものの戸数								
								^		
②法第	第11条第3 ⁵	頁及び令領	第7条第	2項の算	定特例通	歯用後	の戸数			
令第7章 者それ ²	条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業 3項及び令第 7条第2項の 活者の販売瑕疵負担割合の割合 法第11条第 3項及び令第 7条第2項の 算定特例適用 前の戸数 法第11条 3項及び令第 7条第2項の 算定特例適用 前の戸数							頁及び令第 ミ第2項の 三特例適用		
										0.00
										0.00
										0.00
					合計戸	数	^	0	<u>۱</u>	0
(5) 仕名	芒販売瑕疵担 (見伊証 今(の管守の	甘エホポレ ナン	ス版書学	- 第八	タの全部	4百粉		
(3) 压~	こ月又プロイ スか し7三十	不厌此亚。	ノ弁にい	本(使 こ /よ			+ ト=チ		0.	0
					1 1 / 1	1 74 ,	1 1 /		•••	0
	の基準日前 1 の合計戸数	0年間に	こ引き渡	した住宅	販売瑕	疵担係	呆保証金	の算定の基	礎と7	なる販売新
<u> Ж</u> — 1	H F17 39.							IJ		
2 - 3 1	の基準日にお	おける住宅	三販売瑕	疵担保保	証金の	基準額	頂			
2-4 金	銭の供託	ı						•		
	供託所名		供計	〔 年月日		供	託番号		供託	金額
					_			(計) ヌ		円
								(11) /	`	1 1
2-5 有	価証券(振犁	国債を関	余く。)	の供託						
供託所名	供託年月日		名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
						Щ				
						\vdash				
						$1\overline{A}$		(計) 円	17	(計) ル 円
		/				/		7	V	П
2-6 振	替国債の供託	-								
	所名	供託年	三月日	月日 供託番号		銘柄		供	託価	額
							_	(計) ヲ		円

2 - 7	1	の基準目	1におけ	ろ	住宅販売瑕疵	在担	保保証	金の	合計	十解

ヌ+ル+ヲ=	円
--------	---

3 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、 住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに 代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数	
	合計戸数	0

4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計 戸数

0

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1 (3) ②及び (4) ②の戸数の記載に当たり、小数点以下 2 位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注 5 2-5 の割合は、第 1 5 条第 1 項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
- 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供